

「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号)」の修正案のポイント(一覧)

資料3-1

告示番号	疾病名	改訂内容	改訂理由	資料3-2 中の頁
第五表 内分泌疾患 34	抗利尿ホルモン(ADH)不適切分泌症候群 (抗利尿ホルモン(ADH)不適合分泌症候群)	告示病名を変更(旧病名を( )で併記)。	病名の適正化。(小児科学会から要望)	1
第五表 内分泌疾患群 備考	(ヒト成長ホルモン治療基準)	後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症、成長ホルモン分泌不全性低身長症(脳の器質的原因によるもの)の開始基準の修正。	厚生労働科学研究費補助金難治性疾患等政策研究事業「間脳下垂体機能障害における診療ガイドライン作成に関する研究」研究班作成の成長ホルモン分泌不全性低身長症の診断の手引き(平成26年度改訂)(参考資料4)に沿って修正。(小児科学会から要望)	2
第十四表 皮膚疾患 1	眼皮膚白皮症(先天性白皮症)	「ヘルマンスキー・パドラック症候群(でないこと)」を削除。	これまで「ヘルマンスキー・パドラック症候群」は「血小板機能異常症」の中に含まれていたが、皮膚症状が主症状となるため、「眼皮膚白皮症」に包含してはどうか。(小児科学会から要望)	4